

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発行時期、文書番号等	
		平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
		01 全サービス共通	1 人員		常勤換算方法により算定される従業員が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間と勤務時間との差をどうするか。	常勤換算方法とは、非常勤の従業員について「事業所の従業員の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業員の人数に換算する方法」(雇用サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機時間を含む))として明確に位置づけられている時間の合計値である(雇用サービス運営基準第8条第2項第2号(2))」以上から、非常勤の従業員の休暇や出張(以下「休暇等」)の時間は、サービス提供に従事する時間とは見なさない。常勤換算する場合の勤務時間数には含まれない。	143.28 運営基準等に係るQ&A	1	
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	1	01 全サービス共通	1 人員		一部ユニット型施設・事業所の業務職員の常勤・非常勤の取扱い	一部ユニット型施設・事業所について、当該施設・事業所のユニット型部分とユニット型以外の部分をそれぞれ別施設・事業所として指定した施設、双方の施設を業務する職員の常勤・非常勤の取扱いはどのようにすべきか。	介護職員(特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設)においては、介護職員と職種に区別なく行う看護職員を含む。)については、双方の施設で業務はできない。 その他の従業員については、双方の施設の勤務時間の合計が、当該施設において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。	23.930 事務連絡 介護保険最新情報vol.238 指定施設等「サービス」等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて	9
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	3	01 全サービス共通	1 人員		常勤要件について	各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間とし、当該対象者については30時間勤務すること(以下「常勤」として取り扱って)を良か。	そのような取扱いで差し支えない。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	1
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	4	01 全サービス共通	1 人員		常勤要件について	育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員数についてどのように計算すれば良いか。	「常勤換算方法」については、従前どおり当該事業所の従業員の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除する等による計算方法と見なすこととなる。なお、当該事業所の従業員が勤務すべき時間数は、当該事業所の業務に必要とされる時間であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は関係とはならない。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	2
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	5	01 全サービス共通	1 人員		常勤要件について	各事業所の「管理職」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。	労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用外とされている。管理職が介護基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。 なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労働管理について経営者一任の立場にある者の意であり、名称にとらわず、実態に照して判断すべきであるとしている。このため、職階で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。 また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた措置を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定」に関するQ&A(平成27年4月1日)の送付について	3
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	6	[全サービス共通]	1 人員		人員配置基準における両立支援	人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、同等の責務を有する複数の常勤職員を常勤換算すること、人員配置基準を満たすことを認めるが、同等の責務を有するかどうかについてどのように判断するか。	「介護現場」において、仕事と育児や介護の両立が可能な環境整備を進め、職員の離職・常勤の計算。 「育児・介護休業法」による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。 「職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30 時間以上の勤務で、常勤換算上1人扱。」 ※参考 27 年度介護報酬改定に関する Q&A(平成 27 年4月1日)問15 に関しては、 「同等の責務を有する者の特例」 「(常勤)での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の責務を有する複数の非常勤職員を常勤換算すること、人員配置基準を満たすことを認める。 なお、「同等の責務を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たした、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた責務を満すことである。	33.19 事務連絡 介護保険最新情報vol.941 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.1)(令和3年3月19日)の送付について	1
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	7	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		認知症介護基礎研修の義務づけについて	養成施設及び福祉系学校で認知症に係る科目を受講した者が介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。	養成施設については厚生労働省及び厚生科目目録明細により、事業所及び自治体等が認知症に係る科目を受講していることが確認できれば、義務づけの対象外とする。なお、養成施設に関する事業者については、研修に関する教育内容が異なるとなっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	3
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	8	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		認知症介護基礎研修の義務づけについて	認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護担務者研修等の認知症の分野に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	4
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	9	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		認知症介護基礎研修の義務づけについて	認知症サポート等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症サポート等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を適切に接する目的で実施されているため、当該養成講座を修了した者については、義務づけの対象外とする。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	5
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	10	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		認知症介護基礎研修の義務づけについて	人員配置基準上、従業員の人数として算定される従業員以外の者や、直接介護に携わる可能性のない者についても、義務づけの対象となるのか。	人員配置基準上、従業員の人数として算定される従業員以外の者、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外とする。ただし、義務づけの対象となる者、認知症介護に携わる者の認知症の人や家族の接点を重視しながら、本人主体の介護を実施するために、人員配置基準上、従業員の人数として算定される従業員以外の者や、直接介護に携わる者であっても、当該研修を受講することを勧めるものでなく、各施設において積極的に取組むべきである。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	6
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	11	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。	EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の外国人・福祉関係の有資格者を除き、従業員の人数として算定される従業員で直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	7
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	12	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。	認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度適用規程第2条第2第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は必ずしも必要である(令和3年3月までの間、努力義務として行う場合も同様)。なお、受講に係る費用や時間等が実務上の負担増と判断にわたる場合や、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	8
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	13	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅等待機期間中に受講させてよいのか。	「入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事しないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅等待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生等については、出入企業と入国後講習期間中の業務に限り、認知症介護基礎研修(オンラインで実施されるもの)に受講させることができる。」 なお、実際の研修受講にあつては取扱い等(※)については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることに留意いただきたい。 (※)研修の受講方法(ラーニング、Zoom等による双方向型のオンライン研修、集合研修)、料金(研修の有無等)、受講方法など	3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol.952 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	9
認知症施策・地域介護推進課、老人保健課、高齢者支援課(共通)	14	[全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)]	1 人員		外国人介護職員への認知症介護基礎研修の義務づけについて	外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化した研修教材は提供されるのか。	外国人介護職員に対する認知症介護基礎研修の実施については、外国人介護職員に対する認知症介護基礎研修の実		